

石川県公報

令和 8 年 1 月 16 日 (金曜日)

号

外

(第 2 号)

四

次

人事委員会

○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

1

○人事委員会が知事と協議して定める宿日直手当の額の一部改正

4

人事委員会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 16 日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和二十二年石川県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の六及び第五十七条の七を次のように改める。

第五十七条の六 条例第十一条の二第一項に規定する人事委員会規則で定める特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 一 六級地 百分の二十五
- 二 五級地 百分の二十
- 三 四級地 百分の十六
- 四 三級地 百分の十二
- 五 二级地 百分の八
- 六 一级地 百分の四

2 前項の特地公署の級別区分は、別表第十六に定めるとおりとする。

第五十七条の七 削除

第五十七条の八第二項以外の部分を次のように改める。

2 条例第十一条の二第一項の規定による特地勤務手当に準する手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

第五十七条の八第二項及び第四項を削る。

第五十七条の九第三項第一号中「（第五十七条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）並びに第五十七条の九の二第二項」を削り、同項第二号及び第三号中「及び第五十七条の九の二第一項」を削る。

第五十七条の九の一及び第五十七条の九の二を削る。

第五十七条の十一を次のように改める。

第五十七条の十一 条例第十一条の四第一項に規定する人事委員会規則で定めるべき地手当の月額は、給料及び扶養手当の合計額に、次の各号に掲げるべき地学校等の級別等区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 一 五級 百分の二十五

11 四級 百分の11十

111 111級 百分の十六

四 11級 百分の十11

五 1級 百分の八

六 準くや地 百分の四

2 前項のくや地学校等の級別等区分は、別表第十七に定めるところとする。

第五十七条の十二第11項中「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受けた給料の月額)」を削る。

別表第11中備考以外の部分を次のとおり改める。

別表第12(第53条の6関係)

初任給調整手当額表

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	51,300
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	48,300
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	45,300
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	42,300
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	39,300
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	36,300
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	33,300
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	30,300
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	27,300
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	24,300
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	20,800
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	17,300
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	13,800
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	10,300
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	6,800
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	

34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700	
------------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--

別表第11の11中欄等以外の部分を次の通りに改める。

別表第12の2(第53条の9の2関係)

初任給調整手当額表

期間の区分	職員の区分	2項職員	3項職員
1年未満		円	円
1年以上2年未満		36,500	35,900
2年以上3年未満		36,500	31,700
3年以上4年未満		36,500	29,600
4年以上5年未満		36,500	27,500
5年以上6年未満		36,500	25,400
6年以上7年未満		35,200	23,300
7年以上8年未満		34,000	21,200
8年以上9年未満		32,700	19,100
9年以上10年未満		31,400	17,000
10年以上11年未満		30,200	14,600
11年以上12年未満		28,900	12,100
12年以上13年未満		27,700	9,700
13年以上14年未満		26,400	7,200
14年以上15年未満		25,400	4,800
15年以上16年未満		24,400	
16年以上17年未満		23,500	
17年以上18年未満		22,500	
18年以上19年未満		21,500	
19年以上20年未満		20,500	
20年以上21年未満		19,500	
21年以上22年未満		19,100	
22年以上23年未満		18,700	
23年以上24年未満		18,000	
24年以上25年未満		17,600	
25年以上26年未満		17,200	
26年以上27年未満		16,700	
27年以上28年未満		16,300	
28年以上29年未満		15,800	
29年以上30年未満		15,500	
30年以上31年未満		15,300	
31年以上32年未満		14,800	
32年以上33年未満		14,200	
33年以上34年未満		13,600	
34年以上35年未満		13,100	

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

- （一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則（令和七年石川県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
- 附則第七条中第一項を削り、第一項を第一項として、第二項を削る。

石川県人事委員会告示第1号

人事委員会が知事と協議して定める宿日直手当の額（昭和57年石川県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。ただし、この告示による改正後の人事委員会が知事と協議して定める宿日直手当の額の規定は、令和7年4月1日から適用する。

令和8年1月16日

石川県人事委員会

第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、第2号中「5,300円」を「5,600円」に改め、第3号中「6,100円」を「6,400円」に改め、第4号中「7,400円」を「7,700円」に改め、第5号中「21,000円」を「22,500円」に改める。